# Legal networks

2015.05

# 今月のトピックス

労働保険年度更新について 住民税額決定通知書が届きます! 5月の労務スケジュール

### 労働保険年度更新の時期が近づいてきました ~年度更新の流れ~

今年も労働保険(労災保険と雇用保険)の年度更新の季節が 近づいてまいりました。

労働保険料は、1年ごと(今年4月~翌年3月)の賃金総額の見込み額から保険料を算出し、概算払い(前払い方式)をする仕組 みが取られています。

労働保険の年度更新では、今年度の保険料の概算を見積り、 昨年度の保険料の確定をして、昨年度多く支払っていた分は今 年度の概算保険料額から差し引きし、足りなかった分は上乗せ

して支払いをする(精算)という作業をします。 賃金総額には、給与のほかに賞与も含まれます。 労災保険適用者の給与・賞与額に労災保険料をかけたものと、雇用保険適 用者の給与・賞与額に雇用保険料をかけたものとを合算したも のが、労働保険料です。(4/1において64歳以上の人は雇用保険 のみ保険料が免除になります。)

貴社にやっていただくのは と です。(リーガルネットワークスにて手続を代行させていた 【流れ】 だいている場合。)

昨年度賃金額 の確定作業

。今年度賃金額 の概算

<u>リーガルネッ</u> <u>トワークスから</u> 貴社へ納付書 をお届け(6月 中旬から遅くと も7月第1週まで を予定)

労基署へ申 告書を提出・保 険料納付書の

納付書を金 融機関にお持 ちになり、保険 料をお支払い ください。

申告書が労 働局から貴社 へ届きます(5月 <u>中)ので、リーガ</u> ルネットワーク スまでお送りく ださい。

4 申告書への 賃金額記載:保 険料計算

納付期日が7/10まで となっております。 お早めに納付額をお 知りになりたい場合 は、弊社担当者にお申 し付けください。 し付け

#### 住民税特別徴収税額の 決定通知書が届きます!

今年1月、給与支払報告書を従業員の 居住地の市区町村に提出している場合 (昨年リーガルネットワークスにて年末調 整実施企業は提出済み)に限り。

5月中に貴社へ、従業員の居住地の各 市区町村から「H27年度 給与所得にか かる住民税 特別徴収税額の決定通知 書」というものが、次々と送られてきます。 これは、6月より給与から控除する各個 人の住民税額が記載されている大事な通 知です。それぞれの市区町村から送られ てきますので、数が多くなってしまいます が、なくされないよう、給与計算担当者ま でお渡しください。

今年に入ってお引越しをされた方の決 定通知書は、旧居住地の市区町村から 通知が届きますが、それで問題はありま せん。住民税は前年1年間(1/1~12/31) の給与所得にかかる税金です。今年1年 の納付先は前年の住所地の市区町村に なります。



# 5月の労務スケジュール

労務

5/1 ~ 5/31

4月分の社会保険料の納付

税務

5/1~5/10

4月分の源泉徴収所得税・特別徴収 住民税額の納付



4月初旬の新宿御苑の様子。 弊社 から歩いて5分程なので、弊社メン バーでお花見に行ってきました。すばらしい桜の景色が見られました。

# ~編集後記~

皆様の会社の4月入社新人さんたちの その後はいかがでしょうか?

新しい環境で1ヶ月が経ち、そろそろ疲

れが出て〈る頃かもしれませんね。 「5月病」という言葉がありますが、体の 疲れとメンタルな不調は無関係ではあり ませんので、気をつけたいところですね。

春は、仕事以外のプライベートな面でも 色々変化のある季節ですね。我が家でも 子供が小学校へ進学しました。

(スタッフ: 菊地)



社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

TEL:03-6328-2239

http://www.kintaikanrikenkyujo.jp